

高知県教育委員会 会議録

平成28年8月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成28年8月24日(水) 13:30

閉会 平成28年8月24日(水) 14:10

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	田村 壮児
	教育委員	竹島 晶代
	教育委員	八田 章光
	教育委員	中橋 紅美
	教育委員	平田 健一

欠席者	教育委員	久松 朋水
-----	------	-------

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	北村 強
〃	教育次長	藤中 雄輔
〃	教育次長	永野 隆史
〃	教育政策課長	渡邊 浩人
〃	教職員・福利課長	坂田 省吾
〃	教職員・福利課企画監	山脇 聡美
〃	学校安全対策課課長	三浦 裕司
〃	高等学校課長	高岸 憲二
〃	特別支援教育課長	橋本 典子
〃	生涯学習課長	森 克仁
〃	新図書館整備課長	国則 勝英
〃	文化財課長	土居 靖幸
〃	スポーツ健康教育課長	葛目 憲昭
〃	人権教育課課長	大西 雅人
〃	教育センター所長	上岡 美保
〃	教育政策課課長補佐	隅田 昌宏
〃	幼保支援課課長補佐	中山 明
〃	小中学校課課長補佐	今城 純子
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	津野 哲生 (会議録作成)
〃	教育政策課指導主事	石丸 太郎 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長 8月定例委員会を開催する。

教育次長 (提案説明)

【付議第1号 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案(高等学校課)】

【付議第2号 高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則議案(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

委員	現在、不良債権はどのような状況なのか。実際に返還期限を守らないというような実態はどれくらいあるのか。
事務局	高等学校課の奨学金等については、施行してまだ年数が短いということはあるが、滞っているものについては、税務課と調整をしながら、返還についても弁護士に相談しながら進めているという状況である。
委員	現在の規定だと納付期限を過ぎた分は請求することができるが、それ以外は請求ができないということか。
事務局	今回の改正については、弁護士によると、民法上は規定がなくてもできるということであるが、包括外部監査からこういった指導・指摘を受け、やはり規則に明記をした方が良いのではないかとということで、できる規定で今回変更を行ったものである。
委員	返還しなかったときというのは、1回でも遅滞があれば、これに該当するという理解でよいか。
事務局	運用については、1回未納があればすぐということではない。例えば月払いの場合で月々に返還がない場合には、高等学校課から個別に電話や臨戸訪問をして返還についてお願いをしている。そのうえで未納額が増えてきた場合については、税務課と相談し、顧問弁護士にお願いをするということである。そういった段階を経て、どうしても滞るような場合について、法的措置に訴える場合にはこうしたこともできるという候補になるということである。
教育長	事実上の取り扱いはそういうことであるが、規定上は、1回でも滞納すれば該当するというわけではないか。
事務局	規定上はそういうことである。

委員	全額ではなく一部の返済をされていた場合も、返還しなかったことに該当すると考えて運用されるということでしょうか。
事務局	運用のケースとしては、そういうことである。
教育長	これまでは法的な措置をとったことはないか。
事務局	高等学校課としてはない。
教育長 各委員 教育長	付議第1号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第1号を原案のとおり議決する。
教育長 各委員 教育長	付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第2号を原案のとおり議決する。

【付議第3号 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案（高等学校課）】

○高等学校課長 説明

○質疑

	(質疑なし)
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第4号 県立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書の採択に関する議案（特別支援教育課）】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

委員	新しく採択される教科用図書というのは、今年度か昨年度に新しく出版されたものが多いのか。それとも他の県などからいろいろな情報を受けて、この図書が良いということで、少し前に出版されたものが採択されたりすることが多いのか。
事務局	文部科学省から毎年示される一般図書一覧は、その前の年に全国でたくさん使われた一般図書を一覧として示している。全国の特別支援学校などで使われていた教科書ということで示されており、新しいものだけとは限らない。

委員	小中学校、特に小学校の中学年において使用する教科書として、内容が難しいと感じる一般図書があるかどうか。
事務局	その教科書が必ずしも採択の中に入っているかどうかは確認ができていないので分からないが、今日お持ちしている分については、今年度新たに調査研究をした図書ということになる。それぞれの学校で選ぶので、難しいものもあるが、全ての内容を普通の小学校・中学校・高等学校のように勉強していくわけではない。必要なところ、使えるところを使うといった使い方をしている。
委員	平成 29 年度用として新たに調査を行った一般図書一覧の 8 冊の中に入っているかどうか。
事務局	8 冊は調査研究をした図書ということで持ってきている。
教育長	調査研究した結果で採択の中に入っていないのか。
事務局	採択の中に入っている。
委員	このリストは、小学部・中学部で各学校が具体的に採択するというリストということか。
事務局	各学校が子どもの実態に合わせてこれを使いたいということを希望として出してくるものである。
委員	教科書なので、これを購入して子どもたちに給与されるということか。
事務局	小・中学部なので無償で給与される。
委員	それは例えば 1 人当たり何冊とか、制限があるのか。
事務局	小学校・中学校で各教科ごとに教科書が給与されるので、それと同じ程度の冊数ということになる。小学部は 6 冊、中学部は 7 冊など、だいたいの目安は決まっている。教科があるので、だいたい小中学校の冊数に合わせて使うということである。
委員	検定教科書に代えてこちらを使う場合は、検定教科書は支給しないということになるのか。
事務局	そのとおりである。主にこの教科書を使うのは知的障害をあわせ持つ子

	<p>どもなので、知的障害があることから、通常の学年どおりの教科書は使えないということが前提にある。</p>
委員	<p>その場合、担当する先生にも1冊ずつ配られるのか。</p>
事務局	<p>学校で購入している場合などもあるが、子どものものを活用している場合もある。</p>
委員	<p>高知県で使っている教科書を県外と比べて、県外のを参考にしたりすることはあるのか。</p>
事務局	<p>文部科学省が示している一覧には、全国の学校で使用されているものが示されている。また、各学校が選んでくる際には、各県がホームページなどで公表しているものを参考にしている場合もある。</p>
委員	<p>高知県の学校では、そういった情報を参考にしながら選んでいるのか。</p>
事務局	<p>学校では、どちらかというと実際に絵本を見て、この内容だったら授業で使えそうだというようなところで選んでいる。</p> <p>県が購入した見本本が教育センターや中村特別支援学校に置いてあるので、それを見て選ぶこともできるが、先生自身が書店に行き実際に本を見てみるといったこともされているようである。</p>
教育長	<p>見本本は購入しているのか。学校で問題になっている献本のような形ではないか。</p>
事務局	<p>全て購入している。</p>
委員	<p>この採択された361冊については、すぐに調べることができるように一覧表などは置いているのか。</p>
事務局	<p>県としては、教育センターと中村特別支援学校の方に買い揃えた見本本を置いている。</p>
委員	<p>この本はこの障害のこの子どもさんには適正だといった情報なども各学校は持っているのか。</p>
事務局	<p>それぞれ子どもの実態については各学校の担任の先生方が一番よく知っている。来年度どういう教育課程をとるかとかいうことも踏まえながら、先生が1人1人の実態に応じて選んでいる。普通の国語や数学の教科書と</p>

	は違い、1年中その教科書を使い続けるということはなかなか難しい。学校現場では、普段やっている授業のこういう場面でこの絵本が使えるそうだとか、興味・関心を持たせるためにこれが使えるのではないかとかいった観点で選んでいる。
教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
教育長	本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1号から第4号 原案どおり議決